

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十年十二月十九日第八二一八八号

平成二十一年五月二十六日第八二一八八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年六月三十日第七二〇一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年六月三十日第四四六二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市畑三丁目五一四番地、九〇七番地ノ一、九〇八番地、九〇九番地ノ一、九一

〇番地及び九一四番地ノ一並びに逢坂一丁目五一一番地の一部、五一二番地の一部、

五一三番地、五一六番地ノ一の一部及び五一六番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区喜連西四丁目七番二八号

株式会社ビーバーハウス 代表取締役 川野悠一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市畑三丁目五一四番地、九〇八番地、九〇九番地ノ一、九一〇番地及び

九一四番地ノ一の各一部並びに逢坂一丁目五一一番地、五一二番地、五一三番地及び

五一六番地ノ一の各一部

公園 香芝市畑三丁目九一四番地ノ一の一部

水路 香芝市畑三丁目五一四番地、九〇八番地、九〇九番地ノ一、九一〇番地及び

九一四番地ノ一の各一部並びに逢坂一丁目五一一番地、五一二番地、五一三番地及び

五一六番地ノ一の各一部